

令和元年台風15号等 への対応に関する検証 (中間報告)

令和元年12月25日

千葉県

(令和元年台風15号災害対応
検証プロジェクトチーム)

目 次

- はじめに
- 検証の方法、経過 1
- 検証の分野、項目 3
- 中間報告
 - ・ 災害対応体制、本部設置に係る対応 5
 - ・ 知事（本部長）の動き 13

はじめに

令和元年9月9日午前5時頃、本県に上陸した台風15号は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する、記録的な暴風をもたらした。

この暴風により、同年9月9日午前8時頃には、最大64万1千軒の大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

さらに、災害発生初期段階では住家被害などの全容がつかめず、甚大な被害が発生したことを確認するまでに時間を要した。

そうした中、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応をとることが求められる局面もあった。

今回の県の災害対応に対して、初動対応の遅れなど、様々な意見や批判をいただいている。

そこで県では、今回の台風災害に対する県の対応を検証し、その経験や教訓を今後の防災対策の充実・強化等につなげていくため、令和元年10月15日、庁内関係部局で構成する「令和元年台風15号災害対応検証プロジェクトチーム」を設置し、各担当部局において検証すべき11の分野について整理・分析し、課題解決に向けた方向性等を検討した。

また、検証にあたっては、災害対応の専門家等外部有識者で構成する「令和元年台風15号等災害対応検証会議」を設置し、検証の手法、分野・項目、内容、課題解決に向けた方向性等について、御意見、御助言等をいただきながら検証を進めた。

今回、11の検証分野のうち2つの分野について、現時点でとりまとめた内容をお示しするものである。

○ 検証の方法、経過

1 検証の方法

(1) 令和元年台風15号災害対応検証プロジェクトチームによる検証

令和元年10月15日、庁内に令和元年台風15号災害対応検証プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置した。

プロジェクトチームは、次の表に掲げる者を構成員とし、関係部局庁における対応状況を整理し、対応状況の詳細や背景等について把握のうえ、課題等を洗い出し整理を行う。併せて、県内市町村に対するアンケート調査の実施やヒアリング等を行い、市町村の意見等を踏まえ課題や課題解決の方向性などについて検討を行う。

部 局 庁	P T 構 成 員
総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部	各部次長 (PTリーダー 総務部次長)
出納局	局長
企業局	管理部長
病院局	副病院局長
教育庁	学校危機管理監

(2) 令和元年台風15号等災害対応検証会議による検証

令和元年11月20日、外部の有識者で構成する令和元年台風15号等災害対応検証会議（以下「検証会議」という。）を設置した。

検証会議は、次の表に掲げる者を構成員とし、プロジェクトチームがとりまとめた内容について、職員からの聴き取りや被災した市町村に対する現地調査及びヒアリング等を行い、プロジェクトチームがとりまとめた内容に対して意見を述べる。

(プロジェクトチームは、検証会議の意見を踏まえ、検証結果をとりまとめる。)

氏 名	所属・役職	専門分野
おおさわ かつのすけ 大澤 克之助	株式会社千葉日報社 代表取締役社長	報道機関
しげかわ きしえ 重川 希志依 (座長代理)	常葉大学社会環境学部 社会環境学科教授	人材育成
せきや なおや 関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター准教授	情報伝達
つぼき かずひさ 坪木 和久	名古屋大学 宇宙地球環境研究所教授	気象
べにや しょうへい 紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授	災害対応マネジメント
やまね やすお 山根 康夫	千葉県市長会事務局長 千葉県町村会常務理事	市町村連携
よしい ひろあき 吉井 博明 (座長)	東京経済大学 名誉教授	災害危機管理全般

2 検証の視点

- (1) 県地域防災計画、マニュアル、その他各部等の災害対応について定めた計画どおりの対応が取れたか
- (2) これらの計画、マニュアルは、今回の災害に対応しうるものであったか
- (3) 想定を超えた部分について、適切な判断・対応ができたか
- (4) 千葉県において今後どのような改善、取組を進めていくべきか

3 検証の経過

(1) プロジェクトチーム会議

	開催日	議題
第1回	令和元年10月18日	・台風15号による災害対応の検証について ・その他
第2回	令和元年11月21日	・令和元年台風15号等災害対応検証会議について ・その他
第3回	令和元年12月18日	・令和元年台風15号等災害対応検証会議について ・その他

(2) 検証会議

	開催日	議題等
第1回	令和元年11月22日	・検証の進め方について ・台風15号等への対応に関する検証について ・その他
第2回	令和元年12月20日	・台風15号等への対応に関する検証について ・市町村アンケートについて ・その他

(3) 市町村アンケート等

調査日	調査主体	調査手法
令和元年11月22日	検証会議 及び プロジェクトチーム	鋸南町及び南房総市の職員に対する ヒアリング
令和元年12月 6日	プロジェクトチーム	県内の全市町村に対するアンケート

○ 検証の分野、項目

検証は、令和元年台風15号、19号及び21号に伴う大雨における千葉県の災害対応に関する事項とする。検証分野は、次の表に掲げる(1)～(11)のとおり。

今回、検証分野(1)及び(2)について、中間報告を行う。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

	検証分野	検証項目
(1)	災害対応体制、本部設置に係る対応	災害対策本部設置前の体制、災害対策本部の設置時期、災害対策本部設置後の対応や体制 等
(2)	知事（本部長）の動き	知事（本部長）の動向 等
(3)	情報収集	情報収集の体制、手段、着手時期 等
(4)	人的支援（業務支援）	被災市町村への業務支援 等
(5)	物資支援	被災市町村への物資支援 等

12月25日
中間報告

2 災害対策本部（各部各班）等の対応に係る検証

	検証分野	検証項目
(6)	医療救護	医療救護体制及び活動 等
(7)	社会福祉施設への支援	社会福祉施設への支援活動 等
(8)	ライフライン（水道供給）	水道総合調整、応急給水活動 等
(9)	風害・水害対策（公共土木施設等）	水防・風害対策・道路啓開活動 等
(10)	ボランティア・NPOとの連携	ボランティア・NPOとの連携 等
(11)	その他	大規模停電への対応 等

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(1) 災害対応体制、本部設置に係る対応

<検証の視点>

- ① 災害対策本部設置前の体制は適切であったか。
- ② 災害対策本部の設置時期は適切であったか。
- ③ 災害対策本部設置後の対応や体制は適切であったか。

【関係規程等】

地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、知事が必要と認めたとき。 ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

（※）災害警戒体制は、情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

- ・初動体制を確立するために、防災危機管理部長は、必要に応じて応急対策本部を設置することができる。

○災害対策本部設置

- ・地震の場合と異なり、風水害において、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき

（災害救助法の適用基準）

- ・災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号～第3号）
- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（同令第1条第1項第4号）

○職員配備体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置後の配備は、基本的に次のとおり。

ただし、「局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたとき」は、この限りでない。

配備種別	配備基準	配備を要する課
第1配備	県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部及び支部を構成するすべての県の機関
第2配備	県内の複数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	
第3配備	県内の多数の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	

○職員動員の伝達

- ・本部事務局（危機管理課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法により行う。

勤務時間内：庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

勤務時間外：電話又は職員参集メール

*職員参集メールは、本部事務局職員、本部連絡員、各課連絡代表者等に直接送信される。

【対応状況（台風15号関係）】

- ・ 9月 6日 11:36 気象情報を秘書課を通じて知事に報告
16:41 台風接近に伴い「情報収集体制」をとる考えを秘書課を通じて知事に報告
- ・ 9月 8日 12:58 情報収集体制（自動配備）
- ・ 9月 9日 16:30 翌日の災害対策本部会議開催を決定
- ・ 9月10日 9:00 災害対策本部設置 9:15 第1回災害対策本部会議開催
- ・ 9月12日 危機管理課長から各支部（地域振興事務所）に対し、支援に関する管内市町村の要望を確認するよう指示
- ・ 9月14日 21:59 本部事務局員に対する参集指示
- ・ 9月15日 13:00 本部事務局員参集

	9/6	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
	金	日	月	火	水	木	金	土	日	月
台風	11:36 気象情報 を報告	12:58 警報	5:00 台風15号 千葉県上陸							
配備 体制	16:41 「情報収 集体制」を とる考え を報告	12:58 情報収 集体制（自動 配備）		第1配備体制（配備指令伝達未実施）						
動員 の 伝達								21:59 参集指示 （本部事務 局員限定）	13:00 参集	
本部			16:30 翌日の本 部会議の 開催を決 定	9:00 本部設置 9:15 第1回会議						事務局を第1・2配 備体制に移行
支部				10:42 防災情報 システム により、本 部設置を 伝達		危機管理 課長から、 支援に関 する管内 市町村の 要望を確 認するよ う指示				

以下のとおり、災害対策本部設置前の体制、本部の設置時期、本部設置後の対応や体制について、不十分・不適切な点があり、初期の対応が十分に行えなかった可能性がある。

○本県が台風の暴風域に入ることが見込まれた際、「情報収集体制」よりも体制が一段階強化された「災害警戒体制」にすべきであったこと。

○本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは困難であったこと。

○本部設置に伴い、地域防災計画に従い、「本部第一配備」を連絡する必要があったにもかかわらず、それをしなかったこと、また、事務局の人員体制について、必要な体制を定めた「災害対策本部事務局編成表」に基づき、職員を参集しなかったことは、いずれも定めに従ったものではなかったこと。

【検証項目】

- ア 台風上陸前の9月8日の体制を「災害警戒体制」・「応急対策本部」の設置をしなかったのはなぜか。
- イ 台風上陸の翌日9月10日に災害対策本部を設置したのはなぜか。
- ウ 本庁内及び支部に対し、配備指令を伝達しなかったのはなぜか。
- エ 本部事務局員に対する参集指示が本部設置4日後の9月14日となったのはなぜか。

【評価・分析】

ア 災害対策本部設置前の体制について

(ア) 発災前9月8日(日)12:58から発災翌日9月10日(火)9:00まで、防犯危機管理部では、「情報収集体制」を敷くとともに、県関係部局においても、それぞれの分野において情報収集等に当たっていた。

(イ) 9月8日(日)午前11時の気象庁による緊急記者会見で「関東地方で瞬間最大風速60mの猛烈な風が吹く可能性」を指摘していたが、当該情報をリアルタイムで入手しておらず、「この台風の雲域は比較的小さい(銚子地方気象台9月8日11時報)」との発表の印象から、災害発生の恐れへの危機感が薄かった。

(ウ) 台風の進路や暴風域を伴っていたこと、鉄道の計画運休(9月8日16:00発表)などの状況を踏まえ、一段階上の配備である「災害警戒体制」を敷き、「応急対策本部」の設置についても検討すべきであった。

(エ) 地域防災計画の定める、台風が暴風域に入ることが見込まれた際、知事に少なくとも「災害警戒体制」を取るよう進言すべきであった。

イ 災害対策本部の設置時期（被災翌日9月10日）について

- (ア) 台風通過後は、関係部局、水道事業者、電力事業者などからの情報収集や総合調整を実施したほか、市町村からの人的被害・住家被害等の情報収集、物資支援要請への対応に努めた。60万件を超える停電に伴う大規模な断水や病院・福祉施設等の電力・水不足への対応を最優先で実施していた。
- (イ) ゴルフ練習場の鉄柱、送電鉄塔、電柱等の倒壊などの報道映像があったが、夕方時点で、市町村からの報告では、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったために、大規模災害が発生しているとの認識を職員相互で共有できなかった。
- (ウ) 大規模停電と断水（ライフライン）という状況を踏まえ、災害対策本部の設置を知事に進言すべきであったが、本県の過去の台風被害では、河川や内水の氾濫などの水害が中心で、大規模停電とそれに伴う断水という経験がなく、判断ができなかった。
- (エ) 本部設置の判断基準は、「災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等」とされているが、被害状況が把握できていない段階で当該基準に基づいて本部設置を判断することは難しかった。

ウ 災害対策本部設置後の対応・体制（職員への配備指令）について

- (ア) 本部設置に伴い、防災情報システムで各支部に対し本部設置を伝達した。併せて「本部第一配備」を敷いたが、地域防災計画に基づく、各部及び各支部への連絡はされなかった。
- 連絡が行われなかったことに対する組織的なチェックがされず、計画に定める手順が実施されなかった。

エ 災害対策本部設置後の対応・体制（本部事務局員に対する参集指示）について

- (ア) 本部第一配備を取った場合、本部事務局には、必要な人員体制を定めた、「災害対策本部事務局編成表」に従い、他部局の応援職員が加わることになるが、招集せず、当面、防災危機管理部の中で対応できると考え、災害対応業務の状況に応じて、体制を逐次強化しようと考えた。
- (イ) その理由は、風害による被害状況の把握が進まない中、当面の応急対策の焦点が「電力復旧」であり、重要施設（病院・福祉施設等）への対策である、自家発電機への燃料補給、電源車の手配、断水地域への給水車対応などは、9月9日から既に関係課・

関係機関等との調整を進めていたことや、電力会社から、週半ばにはかなり復旧でき
 そうとの情報を得ていたことが心理的に影響していたと考えられる。

(ウ) 9月13日頃までは、防災危機管理部内での人員調整で対応できるものと考えてい
 したが、停電の復旧見込みが数回にわたって修正され、対応の長期化が不可避となった
 状況を踏まえ、9月14日に他部局の要員に対する翌日の参集を指示した。

(エ) しかしながら、事務局に必要な人員体制を取らなかったことは、定めに従ったもの
 ではなかった。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

	10/10	10/11	10/12		10/15		10/25	10/26
	木	金	土		火		金	土
台風			6:41 (台風19号) 大雨暴風警報				8:20 大雨警報 洪水警報	
配備 体制	災害対策本部 (第1配備) 9/10(9:30) ~10/11(13:25)		災害対策本部 (第2配備) 10/11(13:25) ~10/15(16:30)		災害対策本部 (第1配備) 10/15(16:30) ~10/25(17:00)		災害対策本部 (第2配備) 10/25(17:00) ~10/30(17:00)	
動員 の 伝達	16:27 各部局 あてに11日か らの配備体制 見込みを周知 するメールを 送信	13:37 庁内放送及び 参集メールに て伝達			16:30 庁内放送及び 参集メールに て伝達		17:16 庁内放送及び 参集メールに て伝達	
本部		13:00 第8回災害対 策本部会議	11:00 第9回災害対 策本部会議 19:30 第10回災害 対策本部会議				14:00 第15回災害 対策本部会議	9:00 第16回災害 対策本部会議
支部	地域振興事務 所長会議を開 催し、地域振 興事務所職員 を情報連絡員 として派遣							

※配備体制について、10月30日17時以降は、災害対策本部（第1配備）の体制をとった。

【解決の方向性】

○震度により配備体制が決定する「地震」の場合と異なり、風水害での対応に関しては、
 気象情報を的確に分析し、鉄道の計画運休など他の要因も総合的に勘案したうえで、

早期に、より上位の配備体制への移行判断を行う。

- ・本部設置前段階において、台風の暴風域に入ることが見込まれる確率などを基準に「災害警戒体制」を自動配備とすることや、初動・応急体制を確認するための「応急対策本部」の設置について検討する。

○本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう設置基準の見直しを行う。

○配備に係る職員への連絡の徹底を図るとともに、本部事務局員体制については、あらかじめ定めた人員を投入した上で、被害状況や応急活動の推移・経過などから判断し、適正な配備規模とする。

- ・配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を危機管理課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

○災害発生時及び平時の組織体制の見直し、計画やマニュアルの点検等を行う。

- ・今回のような連続する災害とそれに伴う災害対応の長期化も見据え、平時における防災危機管理部局の組織体制の充実・強化を図る。
- ・また、応急活動等の基本となる、地域防災計画や応急対策に係る各種マニュアル等について、今回の対応を踏まえ改定を行う。
- ・これら計画やマニュアルを実効性のあるものとするため、職員向けの訓練や研修についても見直しを行うとともに、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。
- ・訓練全般についても、これまで、主に大規模地震発生を想定し、実施してきたが、今回のような大規模な風水害などの要素も取り込んだ訓練を企画する。
- ・地域防災計画にプロアクティブの原則について記載することを検討する。

(参考) 他県の災害対策本部設置基準

ア 高知県（「高知県災害対策本部規程」）

- ・風水害時の配備基準は、第3配備（災害対策本部体制）では「台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき」とされ、「下欄」は第4配備（災害対策本部体制）の場合であり、第4配備では「○被災地区が市町村域を超え広域に渡る場合、○被災規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合」とされている。

イ 和歌山県（和歌山県訓令「職員の防災体制等措置要領」）

- ・風水害の配備体制発令基準は、配備体制第1で「①暴風警報かつ大雨警報が発表されたとき。②紀の川、熊野川、有田川、日高川又は古座川のいずれかに洪水警報が発表されたとき。③危機管理監が必要と認めたとき。（台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。）」とされている。

ウ 鹿児島県（「鹿児島県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱」）

- ・一般災害の災害対策本部第1配備は、「（1）比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。（2）県内に特別警報が発表されたとき。」、第2配備は「相当の被害が発生し又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要とみとめるとき。」、第3配備は「全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。」等となっている。

エ 兵庫県（「危機管理基本指針」）

- ・全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。

1 災害対策本部（本部・支部）の対応に係る検証

(2) 知事（本部長）の動き

<検証の視点>

- ① 知事（本部長）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に指示を出せたか。
- ② 防災危機管理部（災害対策本部事務局）は、適切に情報収集を行い、適時に適切に知事（本部長）に報告及び進言ができたか。

【関係規程等】

災害対策本部条例、災害対策本部設置要綱、地域防災計画

○災害対策本部設置前の体制

- ・風水害に対処する災害対策本部設置前の配備は、次のとおり。

配備種別	配備基準
情報収集体制	・県内で気象警報（波浪を除く。）（自動配備）等
災害警戒体制	・県内で気象特別警報（波浪を除く。）（自動配備） ・千葉県が台風の暴風域に入ることが見込まれ、 <u>知事が必要と認めたとき。</u> ・その他、被害が予想され、知事が必要と認めたとき。

○災害対策本部設置

- ・風水害においては、災害対策本部が自動設置されることはない。
- ・風水害における災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

〔 県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある
場合等で、知事が必要と認めたとき 〕

○本部長の職務

- ・災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

○災害対策本部の所掌事務

- 〔 ・災害予防対策及び災害応急対策の実施及び調整に関すること。
・災害救助法の適用に関すること。
・国、他都県及び市町村の応援に関すること。
・自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
・その他重要事項に関すること。 〕

【対応状況（台風15号関係）】

発災前後における知事（本部長）の動向は、次のとおり。

- ※表中、[報告]は、防災危機管理部が秘書課経由で知事に報告したことを、
[指示]は、知事が秘書課経由で防災危機管理部に指示したことを示す。

日 時		動 向		備 考	
9/6	金	11:36 16:41	[報告]・気象情報 ・台風接近に伴う体制として「情報収集体制」をとる考え。		
9/8	日	12:58	暴風警報→情報収集体制（自動配備）		
		13:04	[報告]気象情報		
		16:45	(都内) 日本・米国中西部会日米合同常任委員会出席（18:00 頃退席）		
9/9	月	5:00	台風15号が千葉県に上陸	終日・知事 公舎で待 機 (両副知 事は、防災 危機管理 部をはじ めとする 各部から 被害や対 応状況に ついて報 告を受け、 協議をし た。9/9 以 降同じ。)	
		8:00	[報告]被害報（第1報）		[指示]情報収集
		10:30	[報告]被害報（第2報）		[指示]情報収集
		14:15	[報告]80カ所程度の病院で停電 による電力不足・断水のおそれ がある。		[指示]命に関する案件について最優 先で協議調整を進めること。
		16:00	[報告]被害報（第3報）		[指示]情報収集（全容の把握）
		16:30			[指示]断水、病院等の対応を最優先で 協議・調整を進めるとともに、必要 な対応をとるため、明日早朝に本 部員を集めた会議を開催すること。 (10日9:15 本部会議開催決定)
		20:00	[報告] ・被害報（第4報） ・病院への電源・燃料供給の調整、 給水支援について、自衛隊と協議 を進めている。		[指示]自衛隊との協議・調整を最優先 で進めること。
9/10	火	4:00	自衛隊に給水支援の災害派遣を要請／災害対策本部の9時設置を決定	左記の日 程以外は、 庁舎又は 公舎で待 機	
		9:00	災害対策本部設置		
		9:15	(庁内) 災害対策本部会議（第1回） [本部長指示] ・東京電力に対し、早期復旧を強く要請すること。 ・市町村、消防機関、警察、自衛隊等と連絡を密にし、全庁一丸と なつて対応すること		
		11:00	(千葉市内) 首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議2019年度総会出席		
		13:15	(庁内) 町村会からの来年度予算編成に関する要望に対応		
		14:30 頃	政策協議後、公用車で芝山町の自宅に行き私用車に乗り換え、30分～40 分、富里市内の被害状況を視察。視察後、17時過ぎに知事公舎に戻る。 高橋副知事は、知事の視察について秘書課長から相談を受け、 災害対策本部が必要な対応をとっていたこと等から了承した。		
9/11	水	10:00	(千葉市内) 東京五輪・パラリンピック CHIBA 推進会議出席	左記の日 程以外は、 庁舎又は 公舎で待 機	
		11:00 頃	防災危機管理部に対し、情報収集のうえ、第2回の災害対策本部会議を開 催するように指示した。		
		11:10	(庁内) 政策協議		
		13:00 頃	県庁発、公舎着		
			(千代田区) 私用		
		17:00 頃	県庁着		
		17:15	(庁内) 災害対策本部会議前の説明		
		17:20	エネルギー庁長官より電話連絡あり		

次ページへ続く

日 時			動 向	備 考
9/11	水	17:30	(庁内) 災害対策本部会議 (第2回) [本部長指示] ・東京電力に対し、全力での早期復旧と県民への正確な情報提供を改めて要請すること。 ・市町村と連携を一層密にして、県民生活への深刻な影響に、あらゆる対策を実施すること 等	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
9/12	木	10:30	(庁内) 記者会見	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		11:30	(庁内) 米ウイスコンシン州知事表敬訪問	
		12:15	(千葉市内) 米ウイスコンシン州知事との昼食会	
		13:30	(庁内) 米ウイスコンシン州への県友好使節団の表敬訪問	
		15:00	(庁内) 武田防災担当大臣と面談し、インフラ復旧に対する支援などを要請	
9/13	金	10:00	9月定例県議会開会	左記の日程以外は、庁舎又は公舎で待機
		13:00	(都中央区) 散髪	
		16:45	(庁内) 災害対策本部会議 (第3回) [本部長指示] ・市町村との連絡をさらに密にして、必要な物資が迅速に提供されるよう取り組むこと。 ・避難生活が1週間を超える可能性がある中、本庁、地域振興事務所、健康福祉センター、農業事務所、土木事務所など出先機関も含め、この連休中も、被害及び被災者の状況をしっかり確認して、県民の支援に迅速に対応していくこと。 等	
9/14	土	12:00	東京電力パワーグリッド社長と面談し、1日も早い復旧と正確な情報提供を要請	同上
		14:40	被災地視察 (君津市、南房総市等) 江藤農林水産大臣と面会し、財政面での支援などを要望	
9/15	日	11:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第4回) [本部長指示] ・市町村への応援派遣については、市町村からの全ての要請に速やかに対応すること ・被災者の避難状況や健康状態をきめ細かく把握し、特に困難を抱える方に対しては、新たな避難場所を用意するなど、市町村と連携して、被災者の安心・安全の確保に全力で当たること 等	同上
9/18	水	15:00	自民党本部にて二階幹事長と面談し、災害支援について要望	
		15:50	首相官邸にて安倍首相と面談し、激甚災害の早期指定などを要望	

台風15号は、県内10か所において観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風により、長期かつ広範囲に及ぶ大規模な停電、断水、多数の家屋被害等が発生するという本県が経験したことのない災害を引き起こし、既存の計画やマニュアルの想定を超える判断や対応をとることを求められた。

このため、知事は、災害に適切に対応できる体制が取られていることを確認するとともに、より迅速に判断できる態勢をとるべきであった。

【検証項目】

- ア 9月8日、県内全域に暴風警報が発令されている中、都内の会議に出席したことは適切か。
- イ 9月9日、台風が上陸・通過したのち、登庁せず公舎で待機していたのは適切か。
- ウ 9月10日、災害対策本部設置後に本部を離れて行動したことに問題はないか。
- エ 知事の現地視察が、発災5日後の14日となったのは適切か。

【評価・分析】

ア 9月8日の夕方の時点では、気象情報を受けられる態勢を確保したうえで、都内で開催された日本・米国中西部会日米合同常任委員会の重要性を考慮し出席したが、台風接近に備えて18時頃退席し公舎に戻った。

イ 9月9日は、当日予定されていた行事をキャンセルし、公舎で報告を受け、それを踏まえ、指示を出した。

公舎は知事が生活する場所である一方、24時間公務を行うことができる体制がとられており、県庁舎と一体的に機能するものであることから、知事が公舎で公務を行うことは不適切とはいえない。

しかしながら、県内全域で57万軒（9月10日12時30分発表時点。9月9日8時発表時点では64万軒）という本県においてかつてない大規模な停電が発生していたこと、記録的な暴風（9月9日千葉市中央区で最大瞬間風速57.5m。その他県内各地で40m超）による被害状況が十分に明らかになっていなかった段階であったことを踏まえれば、知事は県庁舎において、より迅速に情報収集や指示を出す態勢とすることが望ましかった。

災害対応の中心的役割を果たす防災危機管理部が、被害規模を想定しきれなかったことから、知事に対する進言が困難であったが、上記の大規模停電、暴風の状況を踏まえれば、知事に対して、在庁してより迅速に判断・指示を仰げる態勢をとることを求めるべきであった。

また、両副知事（副本部長）は、9月9日、在庁し防災危機管理部をはじめ各部から被害状況や対応状況について報告を受け協議を行っていた。把握した被害状況において、9日夕方時点でも死者や行方不明者がなく、家屋等の被害が200棟程度でありそのほとんどが一部損壊であったため、被害想定の見立てを誤り、知事に対して登庁を求めることや、災害対策本部の設置を進言するには至らなかった。

しかしながら、停電の規模や暴風の状況を踏まえ、大規模な被害が発生している可能性を想定し、知事に対し、在庁してより迅速に判断・指示を行える態勢をとること、及び災害対策本部を設置することを進言すべきであった。

ウ 知事は、10日朝の災害対策本部会議にて、停電や断水などによる被害報告を踏まえ、各部局長に指示を出し、各部局が関係機関と連携を図り、災害対応に当たっていた。

庁内での午後の公務終了後、公舎に戻る前に、倒木や停電の状況を直接確認したいと考え、日没までに訪問が可能な東部地域を視察することとし、私用車を用いて視察

を行った。加えて知事は、11日及び13日にも連絡が取れる状態であったとはいえ公務外により公舎を離れる時間があった。災害初期において大規模な被害の発生も想定される中、知事が公務外で災害対策本部や公舎を離れることは適切とはいえ、知事は災害に対して最適な対応がとれる態勢をとるべきであった。

また、高橋副知事は、秘書課長から、知事が10日に私的に視察を行いたいとの話があった旨、相談を受けた際、午前中の災害対策本部において知事が指示を出し各部局が必要な対応をしていること、夕方公舎に戻るまでの視察であること、東日本大震災の際も私的な視察が有用であったと聞いていたことから、視察を思いとどまってもらうべきとは考えなかった。

今後、視察を行う場合は、必要性、効果、知事の安全等を十分考慮した上で、公務として実施する。なお、19号及び21号に伴う大雨の際は、災害発生翌日、公務として視察を実施した。

エ 9月14日、知事は、暴風による被害が発生した地域のうち、市原市、君津市、南房総市を視察し被害状況を確認した。

状況把握のためには、早期の視察が好ましい場合もあるため、最適な視察時期について受入れ側の被災市町村と十分に調整するようにする。

【解決の方向性】

- 知事及び関係部局は、想定を超える状況が発生し、難しい対応を迫られた今回のことを教訓とし、想定を超える状況があり得ることを十分に認識し、災害に対して最適な対応がとれるようにする。
- 大規模な災害の発生時など緊急かつ重要案件については、各部局長から本部長(知事)への直接連絡を含め、情報伝達を徹底することとし、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- 知事または副知事と市町村長間のホットラインについては、今後、市町村の意見も踏まえながら、どのような体制・運用とするか検討を行う。

【台風19号、21号に伴う大雨関係への対応状況】

発災前後における知事（本部長）の動向は、次のとおり。

日 時		動 向	備 考
10/9	水 13:30	(庁内) 災害対策本部会議 (第7回) [本部長指示] ・風水害、土砂災害等の発生が懸念されることから、県民に命を守るための行動を確実にとっていただくため、市町村と連携して、避難所の早期設置や住民への早めの避難の呼びかけ等を徹底すること。 ・発災時における速やかな支援を行うため、市町村への情報連絡員の早期配置や、支援物資の円滑な供給体制を確保すること。等 (次の事項等について決定、確認を行った。) ○暴風域見込み等を考慮した時期に、災害対策本部第1配備から第2配備に移行させること。 ○全市町村に、衛星電話等を持った県の情報連絡員を派遣すること。 ○県の物資の配備状況について市町村に情報提供をしていること。 ○県企業局が保有する13台の給水車がいつでも出動できる態勢となっていること。	
10/10	木 13:00	9月議会閉会(9月補正予算議決) 散会后、自民党からの緊急要望	
10/11	金 13:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第8回) [本部長指示] ・配備体制を災害対策本部第2配備に引き上げる。 ・ブルーシートを含めた備蓄物資の増強、人的支援の迅速な対応、停電に備えた電源及び燃料のさらなる確保に向けた調整など、体制強化を一層促進すること。等	庁内で陣頭指揮
	13:25	災害対策本部第1配備から第2配備に移行	
10/12	土 6:41	(台風19号)大雨暴風警報	庁内で陣頭指揮 12日～13日にかけて本庁舎6階で待機
	11:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第9回) [本部長指示] ・県内各地で停電が発生しており、今後さらに拡大することが予想されることから、台風15号の教訓をいかし、水道施設、病院・高齢者施設など命に関わる施設をはじめとして、各部局においては、最大限の対応にあたること。等	
	19:30	(庁内) 災害対策本部会議 (第10回) [本部長指示] ・すでに日が暮れ、状況把握が難しくなっているものもあるが、引き続き、停電、断水、河川・ダム、潮位などをはじめ、可能な限り、状況把握に努め、それぞれ身の安全を確保しながら、夜間においても、できうる対応を行うこと。等	
	21:00	災害対策本部を激励	
10/13	日 9:30	被災地現場視察(市原市)	
	11:30	(庁内) 災害対策本部会議 (第11回) [本部長指示] ・市町村、医療施設、福祉施設等の状況をきめ細かく確認したうえで、速やかな物資支援、人的支援を行うこと。等	
	13:15	県警へリにて上空から被災地視察 (市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、鋸南町、南房総市、館山市)	
	17:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第12回) [本部長指示] ・停電に関しては、台風15号での経験、教訓を生かし、関係機関と連携し、できうる限りの対応を行い、県民の不安解消に努めること。等	

日 時		動 向	備 考
10/25	金	8:20	大雨警報 洪水警報
		14:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第15回) [本部長指示] ・河川やダムの水位、土砂災害の危険、道路の被害などに、厳重な監視を 続け、市町村や関係機関と連携し、住民の迅速な避難を促すこと。等
		17:00	災害対策本部第1配備から第2配備に移行
10/26	土	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第16回) [本部長指示] ・家屋の浸水被害が多数に上ることから、迅速に被害状況の把握を行う とともに、市町村、関係機関と連携し、被災者の支援に努めること。 ・道路や橋りょうなどの社会基盤施設について、被害状況の把握と早期 の復旧に向けた取組を行うこと。等
		10:00	県警へりにて上空から被災地視察 (千葉市、茂原市、佐倉市)
10/27	日	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第17回) [本部長指示] ・印旛沼については水位が高いことから、引き続き警戒を行うとともに、 被害を受けた道路、河川などの公共土木施設、農業用施設の早期復旧 に向け、市町村、関係機関と一体となった取組を進めること。等
11/1	金	9:00	(庁内) 災害対策本部会議 (第18回)
		16:00	台風19号の非常災害対策本部会議 (総理大臣官邸) 宮城県、福島県、神奈川県、長野県、千葉県知事による総理大臣への緊急提言
11/2	土	12:00	被災地現場視察 (茂原市 堤防決壊箇所)
		12:20	被災地現場視察 (長南町 住宅倒壊)
		12:50	被災地現場視察 (長柄町 床上浸水、災害ごみ)
		13:30	被災地現場視察 (茂原市 越水、災害ごみ)
11/3	日	13:30	被災地現場視察 (佐倉市 高崎川越水区域)
		14:30	江藤農林水産大臣との意見交換

令和元年台風15号災害対応検証
プロジェクトチーム事務局

(千葉県総務部行政改革推進課)

Tel 043-223-4455

Fax 043-224-1055

mail tokkan@mz.pref.chiba.lg.jp